

第四十回国会 参議院地方行政委員会會議録第十九号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

午前十時三十七分開会

委員の異動

三月二十八日委員石原幹市郎君辞任につき、その補欠として小幡治和君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
増原 恵吉君
秋山 長造君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
鍋島 直紹君
鈴木 壽君
矢嶋 三義君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
自治大臣 安井 謙君

政府委員

文部省管理局长 杉江 清君
自治政務次官 大上 司君
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永亨一郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○地方公務員共済組合法案(内閣提出)

○地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案(内閣提出)

○地方交付税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員會を開会いたします。

初めに委員の異動について御報告いたします。

三月二十八日付をもって委員石原幹市郎君が辞任され、その補欠として小幡治和君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) ます、地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案の両案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。安井自治大臣。

○國務大臣(安井謙君) ただいま議題となりまして地方公務員共済組合法案につきまして提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり国家公務員の退職年金制度は、すでに三年前からいわゆる恩給制度を共済制度に切りかえ、その給付内容を改善し、官吏及び雇用人を通ずる統一された退職年金制度として実施されておられますが、地方公務員につきましては、依然として、恩給方式によるもの、共済方式によるもの等、地方公共団体により、また、公務員の職種、身分により、その適用される制度が複雑不統一であり、か

つ、その給付内容も國の新制度に比して低く、改善を要する点が少なくないのであります。

政府としては、地方公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の能率的運営に資するために、地方公務員についても、すみやかに国家公務員に準じて合理的な退職年金制度を確立することが必要であると考え、かねて地方制度調査会に諮問し、その答申に基づき、検討を重ねて参ったのでありますが、ここに成案を得るに至ったのであります。すなわち、地方公務員についても、国家公務員の制度に準じて、統一的な共済組合制度を設け、これに長期給付のほか短期給付及び福祉事業を行なわせることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、地方公務員共済組合の組織につきましては、地方公共団体及び職種の別により、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に区分し、さらに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合について、それぞれ全国組織の連合会を設けることとしております。

第二に、すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となることとし、すべての地方公務員共済組合の組合員期間は、国家公務員共済組合の組合員期間に、通算することとしております。

第三に、長期給付の制度につきましては、退職給付、廃疾給付及び遺族給付を行なうものとしておりますが、その内容は国家公務員共済組合の長期給付の制度に準ずることとしております。

第四に、短期給付及び福祉事業の制度につきましても、組合は、国家公務員共済組合の制度に準じて、保健給付、休業給付、災害給付等の短期給付を行なうものとし、また、同時に福祉事業を行なうものとしております。

第五に、組合の給付に要する費用につきましては、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもって充てるものとし、短期給付については、掛金百分の五十、負担金百分の五十、長期給付については、掛金百分の四十五、負担金百分の五十五とし、また、組合の事務に要する費用は全額地方公共団体の負担とすることとしております。

その他のおもな事項は、組合の資金は、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進または地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用する建前とすること、組合の給付に關する決定等に不服がある者について審査の請求を処理するため審査会の制度を設けること、地方公務員共済組合制度に關する重要事項を調査審議するため、地方公務員共済組合審議會を設けることなどであり、また、

第四項の規定に基づき、同法を廃止して、地方議會議員の年金制度に關する

規定をこの法案の中に統合することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、地方公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の能率的運営に資するため、さきに地方公務員共済組合法案を提案して御審議を願うことにしたのであります。同法の施行に伴い、長期給付に關する経過措置等を定める必要があり、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、組合員の施行日前の地方公務員としての在職期間につきましては、原則として、地方公務員共済組合の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員期間に通算することとしております。

第二に、施行日の前日に新法の最短期間より短い年金年限の退職年金条項または共済条例の適用を受けていた組合員につきましては、いわゆる期待権を尊重するよう、受給資格の特例を設けることとしております。

第三に、施行日前の地方公務員としての在職期間を有する者の退職給付の

額は、退職年金条例の規定の適用を受けた期間、共済組合の組合員期間、施行日以後の組合員期間等に応じ、それぞれ別の制度における退職給付の支給率等により算定した給付額の合算額とし、既得権を保障するよう配慮することとしたしております。

第四に、恩給公務員期間を有する者、国の共済組合の組合員期間を有する者等であったものの長期給付につきましては、第二及び第三の場合と同様に、経過措置を設けることとしたしております。

第五に、施行日の前日に消防職員、警察職員及び船員組合員であった者に対する長期給付につきましては、旧制度の取り扱いの特例に見合ふ経過措置を設けることとしたしております。

第六に、長期給付に関するその他の事項につきましても、必要な経過措置を規定することとしたほか、地方議会議員互助年金法の規定による互助会の会員であった地方議会議員共済会の会員についても、必要な経過措置を規定することとしたしております。以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(小林武治君) 両案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(小林武治君) 地方交付税法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

○秋山長造君 大臣にちょっとお尋ねをしておきますが、今度の交付税の改正の中に、税外負担の解消に百億円交付税で見られております。この百億円

は市町村の税外負担の解消にねらいが置かれておられると思うのですが、国から府県に対してはやはり同じような税外負担が非常にかかっている面が多々あると思う。で、一番端の例は、今度国立の工業高等専門学校が全部で十二校新設されることになっておられるわけですが、この国立工業高等専門学校の設置に伴って実に膨大な地元負担がかけられておる事実を御承知でしょうか。

○國務大臣(安井謙君) そういってお話を実は漏れ聞かぬでもないものでありまして、そういうこともないようには、私のこと心にかけておられます。私のほうでは正式に文部省へも通牒を出しまして、地元に対して負担をかけるようなことのないようにという通牒も出している次第であります。実際上、今おっしゃるような問題が若干まだあろうかと思っております。しかし、おもな土地といったようなものにつきましては、今後できるだけそういうことはなくして、もし年度内で不足すれば、さらに予算措置を請求するような態度でこれを出し、整備していきたいと思っております。

○秋山長造君 実は地方団体においては、新年度当初予算がもう交付の団体はすでに決定しておられるわけですから、すでに決定を見た地方団体の予算の中に、すでに組み込まれておられる経費がほとんどだと思つておられる。これは私が直接調べたものではございません。三月二十五日号の「朝日ジャーナル」の中に載つておつた数字ですが、寸分違わぬというものがどとうかというものは別として、私、大筋においては正確な数字だと信じておられるのですが、それによりまして、全国十二校のうち、たとえば旭川

については、市費から八千七百八十六万円、それから平については、平市から七千万円、隣接市町村から一千万円、福島県から一億円、その他特殊交付として二千万円。それから群馬県、これは前橋、高崎両方にまたがったわけですが、県から五千万円、関係市町村から四千七百七十万円。その内容は、前橋と高崎が折半、こういうことになっておるのです。それから沼津の高専については、静岡県が七千五百万円、沼津その他の市町村で七千五百万円です。それから鈴鹿については、市から四千九百六十万円、県のほうは、まだその当時は確定していません。たまたまですが、あるいはすでに確定しておるかもしれません。それから明石については、兵庫県から七千五百万円、明石市が一億三千万円です。それから香川県の高松は、県、市がそれぞれ五千万円、その他特殊交付として三千万円。山口県の宇部では、県から五千万円、市から八千四百万円、その他山口県の各市総計で五百三十万円、それから町村で二百七十万円、それからその他特殊交付三千万円。それから新居浜、佐世保については出ておりませんが、今読み上げた数字だけでも計十一億円でですね。これだけの膨大な地元負担を関係団体に押しつけているという結論にならうかと思つておられます。こういう事態に対して、税外負担を廃止していくという政府の方針、自治省の方針というものと、これは全く大幅に逆行しているわけですね。逆行どころじゃない、もう自治省の方針というものは頭から踏みこまれておることに思ふのでありますが、これはどうお考えになりますか、こういう事実を。

○國務大臣(安井謙君) 仰せのとおり、従来からの長い慣習で、国立の高等専門学校あるいは大学を作り出す際、どうも、地元が相当の負担をさせるといふのが、これは明治以来の長い習慣になつて参つておられます。しかし、こういうことは決して好ましいことじゃございませんし、また、やらせちゃいかぬというふうなことで、逐次これは――従来も嚴重に警告をいたしており、今度も、先ほど申し上げましたように、正式に文部省にも通牒を出して、そういうことのないようにということをお奨めしておるわけでありまして、文部大臣も、今度の場合につきましても、これは地元のいわゆる有志の負担というふうな形のものはやむを得ぬが、強制的でないように気をつけ、こういう言明もしております。よく調査いたしましたというふうになつてくれば、整理の上、これは逐次予算要求をするべく、自治省としては文部省にも要請をいたしていきたいと思つておる次第でございます。まあ従来長い古い慣習がございますので、一挙に全部がきちんと本年度中に整理できるといふふうにも参りかねるかと思つておられます。逐次そういうものを整理していきたいと思つておられます。

○秋山長造君 これは、自治省の一片の申し入れが守られなかったとかどうとかという、ただその行政運営上の問題でなしに、私は地方財政法違反じゃないかと思つておられます。で、第四条の五に、国家行政組織法に基づいて設置される機関に対しては割当的な交付をさせてはならぬということを書き

と書いてある。また地財法の十二条でも、地方団体が処理する権限を有しない事務に要する経費を地方団体に負担させてはならぬということ、その内容が例示的に掲げられておられます。その中に、「国の教育施設及び研究施設に要する経費」、こういうふうに出ているわけですから、これはもう国立の学校に対して、地元負担をかけるはならぬというところは、これはもうきわめて地方財政法によつて明定されておるわけなんです。にもかかわらず、しかも、その上に自治省が――自治省だけじゃありません。政府として、税外負担をこれはもう徹底的になくしていくという強い方針を出されておる。で、それだけやっておつて、なおかつ、こういうことが白根公然と当然のことのように行なわれておる。ですから、これはもう国がまずそういうことをまずから模範を示すのですからね。だから少々、百億くらい、交付税の中に市町村の税外負担を解消するとかなんとかいうふうなことで見込んでみても、これはもう全く効果は私はないと思つておられます。しかも、国立高専増対策で非常な問題が起つておるといふので、だから国から県へくれれば、県から市町村へくるにきまつておる。市町村はまたそれをさんさんやつた結果、相当部分をPTAその他一般住民におつかふせていくにきまつておるので、まずそれは税外負担をほんとうにやめようと思つたらば、政府自身

がまず模範を示さなきゃだめです。ですから、この点は、これは実態を調べて、そして足らぬ経費はもう補正予算ででもというふうな、おざなりなこと

では私は済まぬと思うのですが、これはどうされるのですか、一体、また自治省のほうには、こういふ——今申し上げているのは、これは国立の工業高等専門学校の施設についてだけのこと、これをもう一事が万幸だと思ふのです。似たりよつたりな税外負担というものを政府のほうがいふん地方団体にかけていると思うのですが、そういう国が本来負担すべきものを、地方団体へ負担させておられる税外負担というものが、一体どれだけの数字があるのかということについて、何か統計数字がありますか。

○国務大臣(安井謙吉) まあ税外負担はいろいろ取り方もありますが、大体三十五年度で、市町村、県を通じて三百五十億ぐらいのものじゃなからうか。これは毎年々々漸減されておられます。三十四年度から比へましても相当額減つておられることは事実でございますが、しかし、まだ御指摘のような弊習が残っておりまして、これはもう何ともしも今後鋭意解消するように努力しなすべからぬと思ひますし、まあ具体的な手を、今後予算の整備といつたようなほうからもうやっつけていきたいと思つております。

○秋山長造君 何か数字がありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今、大臣がお話しになりました数字は、都道府県、市町村が公費で負担すべきものを住民に転嫁しているそのものが、三十五年の実績で三百五十億円あるということでございます。御質問になつておりますのは、さらに国の機関の負担すべきものを住民に転嫁していく、そ

れがどれくらいに上るのであるかというところであらうかと思ひます。昭和二十三年に地方財政法が制定されまして、負担転嫁を排除するという精神が強く出て参つたわけでございますが、国会におきましても、裁判所でありまして、あるいは警察署でありますとか、そういうより関係の経費が住民に転嫁されている、それを排除すべきだということ、かなりきつて御議論があつたことを承知いたしておるわけでございます。そういうことが契機になりました、私たちがほとんど解消してきたと、こゝろ思つておつたわけでございます。自衛隊の誘致なんかにつきましても、そういうような問題があつたわけでもございまして、今日において、そういう姿はなくなつてしまひました。たまたま今度の工業高等専門学校の設置にからみまして誘致運動が非常に激しい。そういうようなところから、地元を以ては進んで金を出すと、言ひましようし、文部省のほうでも積極的にそれを期待するといふような格好になつて、今日混乱した事態を生じておるわけでございます。そういう関係でございますので、国の機関が住民に特に負担を転嫁しているといふようなものは私たちがはと思つておるのではありません。そういうような気持でございます。従来調査もいたしておりましたので、たまたま今度の工業高等専門学校の問題をめぐりまして、私たちが非常に憂慮をいたしておるわけでございます。いろいろ努力を続けておる次第でございます。

○秋山長造君 割当的な寄付はしてはならぬとか、あるいは国で負担すべきものを地方に負担してはならぬとい

うことは、同時に、当然今の事態のもとでは、地方が、かりに形式的には地方の方が負担を申し出るという形に全部してあると思ふのです。その点は言ひ、抜けるためにあると思ふのです。けれども、事実上は、実質的には、自身も、これは当然負担すべきものという態度で事に当たつておると思ふのです。ですからこれは形がどうあると、精神にも全く逆行していることは、きわめて明々白々だと思ふのですが、ね。で、こゝろいふことについて、先ほど大臣は、文部大臣へ再々申し入れをしたけれども聞かれなかつたといふような趣旨の御答弁があつたんですが、ね。そういうことでもただこれを自治省は自治省の立場、文部省は文部省で独走するといふような形で一体よろしいのかどうか、これはどうですか、政務次官。あなたのところの明石についても、相当膨大な寄付がある。地元負担がかかつておるのですが、もしこゝろいう税外負担の解消といふような問題について、ただこれは単なる自治省の事務的な方針にすぎない、希望的な方針にすぎない、だからほかのお役所はまたそれに逆行したことをとんとんやられても、仕方がないで泣き寝入りをするよりしようがないんだ、こゝろいふ方針なんです。それとも税外負担をなくしていくといふことは、政府全体、内閣全体の確固たる方針じゃないのかどうかですね。これはあまりにも露骨ですよ。

○政府委員(大上司君) お説のとおり、実はこの問題につきましては、昨年と思ふのですが、参議院の文教委員会におきまして、いろいろ御質問がございまして、そのときには私のほうから私が出て、荒木文部大臣も出ておりましたが、そのときに、いわゆる昭和三十六年の九月十二日、その通達は大に思ひますが、高等専門学校のことは、特にわれわれのほうから、いわゆるこれに基づいて税外負担の起ころないようにとこまでも用地は国でやるよ、自來引き続いて衆議院等において、諸先生から御質問がございましたが、ただいま先生の御質問は、どこまで、この点につきましては、どこまで、われわれは税外負担——すなわち国が処理すべきであるということでございます。したがうして、この方針は、ただいま先生の御質問の核心かと思ひますが、政府としてわれわれは当然これは自治省一本だけの申し入れ事項でなければ政策でもない。全体的な確固たる方針のもとに、われわれはこの点を強力に打ち出しておるといふのが建前でございます。

○秋山長造君 これは、委員長にお願いたしますが、文部大臣を呼んでいただきたいと思ふのです。政府全体の方針だろうと思ふ。それでなければ地方財政計画にしても、交付税法の改正にしても、私は、何らの権威がないし、われわれはそれほど真剣になつて取り組む価値はないと思ふんですよ。ただ自治省だけの事務的な行政指導の方針にすぎぬといふようなことであらばね。この各団体が、あるいは文部省に言わせれば、強制したんじゃない、それは自発的に寄付を申し出たのだというふうにおっしゃるかも知れぬ、これは聞いてみなければわからぬけれどもね。

しかし、だからといって、これらの団体がみな富裕団体で、不交付団体で、この交付税なんかの御厄介になんかたつていない、それぞれが自前で相当な富裕な財政をやつておるといふようなことじゃないんですからね。これはどの団体を見ましても、今私があげた団体で今度の工業高等専門学校の設置される団体で、富裕団体といふものはないのですからね。不交付団体は一つもないのですから。そういうことは全くさしたの限りだと思ふのですよ。特に敷地については云々といふ、用地については地元負担をかけないよう特に配慮しているといふようなことを先ほど大臣もおっしゃつておつたんですけれどもね。これは学校の場合は、もう少なくとも用地についてはこれは地元負担、地元寄付といふのが、これはもう常識になつておるのです。これは明治以来の常識であると同時に、今日、ただいまにおいても常識なんです。これはもう何もこの国立の学校だけじゃありません。今度の高校急造対策として各府県でやつておる高等学校の新設、あるいは増設を他につきましても、全部敷地はもう地元負担のことが中心ですよ、地元寄付はね。だから、そういう事態を目をつぶつて、そうしてただ税外負担解消といふようなことを幾ら言つても、これは全くのから念仏でね。なるほど、この前も財政局長がおあげになつたのですが、三十二年と三十五年とを比較されて、若干税外負担が減つておるといふようなお話しもあつたのですけれどもね。この前も申し上げたように、これは、この三十二年と三十五年とを比較するよりも形式的な数字の比較にすぎぬの

です。これは今度の高校急増対策なんかの問題をめぐっての税外負担というものは、これは新しい問題でね。これは集計されたかどうか知らぬけれども、おそろくこれを集計されたら、減ったという数字は私はまだ逆転すると思つたのですがね。だから、これは納得できませんよ。三百五十億円の税外負担に対して百億ということも納得できないが、同時に、今申し上げますような事態がどんどん手放しで進行していくというのを考え合わせると、一そう納得できぬと思ふ。とりあえず政府が、国立の学校の経費を地方団体に、すで

て出てきただけでも十一億以上のものを地方団体に押しつけている。この事実に対して、これは明確な政府としての統一見解を聞かしていただきたいと思ふ。ですから、これはこの問題は、あなた方ばかり責めてもこれはあらあかぬ。文部大臣が午後見えてからあらためて御質問しますが、自治省としては、こういうことは財政法違反だと考へておられるのですか。

○政府委員(大上司君) これはわれわれのほうといたしましては、財政法違反と考へております。

○秋山長造君 さらに自治省は、この国会に地財法を改正して、そうして高校急増対策が市町村に負担を転嫁されないように立法するといふ予定だったんですが、それがいまだに進んでおらぬようです。のみならず、もう大体出さないといふことになるように私も聞いておるのですが、事実はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(大上司君) 立法の作業の進め方、あるいは他省と申しますか、法制局あたりの関連性もあるかのよう

に思ひますので、間違つてはいけませんので、事務局から説明させます。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように、自治省にいたしましては、府県の経費を市町村に転嫁させる、あるいは住民に転嫁させる、こういうことを排除したいといふことで、数年来苦慮し、また、その方面の努力を続けていくわけでありませう。しかし、究極的には法律的な禁止にまで及ばなければ、とうてい完全な排除も早急に期待することは困難だ、こういう結論を持つたわけでありませう。したがって、今までも高等学校の経費について、府県が負担を転嫁することを排除するための立法をいたし、こういうことを申しても参りましたし、そういう方向の研究もいたして参つたわけでありませう。たまたま、さて法律を作るという段階になりました、いろいろ検討して参ります、すでに負担の転嫁、と言つて若干語弊があるかも知れませんが、相当多くの市町村なり、あるいは住民なりが府県に對しまして現実には負担をいたして参ります。また三十七年度以降にわたつての寄付の申し入れもいたして参ります。また三十七年度で新たに禁止をするといふことになりましたと、もちろん申し入れをいたしましたものも、これは効力を失いました、寄付をしないでよろしいことにな

るかと思つております。さらに、従来寄付してしまつておるものが、またそれとの関連においてどうなるかということになりますと、いろいろ混乱を生じてくるのではないかと、こういう心配も持ち出したのであります。何かそういう混乱を起ささないで、すつきり

負担の転嫁を排除できるような立法措置はないものだろうかといふいろいろ考へて参つたのであります。なかなかいい方法がないわけなんです。それから、特別に混乱を起させないで負担転嫁を排除していくといふことになると、強力な行政指導にその方途を求める以外にないんじゃないだろうかといふようなことを考へたりいたしまして、そういうような考へ方の過程におきまして、いまだに立法の踏み切りがつかないといふのが現状でございます。一兩年以前からこの問題が進行して参つてきているものでございませう。この進行途上にある問題について法律的に禁止規定を設けるといふことが、何かそこに混乱を起すんじゃないだろうかといふ心配を持つわけでございます。そういう心配もあるわけだから、むしろ強力な行政指導をもつてはたはるが円滑に転嫁排除は行なえるんじゃないだろうかといふような考へ方も内部にあるわけでございます。いまして、両方の考へ方がいろいろ議論されながら今日に至つたといふのが、全く偽りのない実情でございます。いい知恵がありましたならば、われわれは立法化をしたと思ひます。また立法手段によらなければなかなか根絶をさせるということにはむずかしいんじゃないかといふ心配も内部では持つておるわけでございます。

○秋山長造君 そろそろと、事実の動きとしては、高校急増対策がひときりつくまでは、もう今までもどおりでやらせるといふことは、結局、高校急増対策といふものはやっぱり地元負担、あるいはさらに税外負担をやつてもらう、こういうことに事実上はなります

わね。これは法律でこれだけあなた方が勢い込んでおられたものを、もう立法はあきらめるといふことになれば、これはもうそれを裏返しにすれば、これは処置なした、お手あげだ、こういうことになるんじゃないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちは負担転嫁を排除するといふ熱意は少しも喪えていないつもりでございます。ただ、どのような方法が一番ベターであるかといふことについて苦慮しておるということでございます。現在までとつております方向は、すでに御承知のように、地方財政計画にも計上して

おりますし、地方債券を基準財政需要額に算入しておるわけでございます。高校急増対策をめぐつてそういう傾向が増加しないかといふことをおそれますために、従来の高等学校の経費にかわります基準財政需要額はそのままにいたしておりまして、そうして急増対策のものを別個追加するといふような基準財政需要額の加算方式をとつておるわけでございます。したがって、高校急増対策については、所要額の全額を府県の基準財政需要額に追加しておるといふことを法律上明確にすることによつて、市町村なり住民なりへの転嫁の必要がない点を明らかにしたい、こういうようなことでございます。

さらにまた、負担転嫁の場合には、多くは土地の提供といふようなことでもございまして、したがって、従来土地の購入について地方債をつけていなかったわけでございますけれども、三十六年度、二十三億円の高等学校の土地購入費の地方債の許可をいたしましたし、さらに三十七年度におきま

ても、四十億程度地方債の許可を予定しておるわけでございます。府県が市町村に提供を求めないで自分で購入するならば、府県のその部分について地方債をつけませう、こういうことを三十六年度来言明いたしてきておるわけでございます。そういう方向が負担転嫁を思いとどまらせる方向に参つてきておると存するのでございます。現実には三十七年度におきましても、従来の負担転嫁の割合を引き下げるとか、あるいは土地については地方債に財源を求めるといふような団体も出てきているわけでございます。こういう方向を三十七年度におきましてさらに續けていきたい、こう思つておるわけでございます。考へておることは何も変更はないわけでございます。ただ、どういふ手段が最も現実の事態に即するかといふことにつきましてもいろいろ考へておるわけでございます。地方財政法の改正をしないことが、それをあきらめたといふことにとられることについて、われわれは非常に不満に感ずるわけでございます。われわれは従来考へ方をそのまま将来も續けていくわけでございますから、地方財政法の改正のいい方法があつて、それがベターであるといふことであれば、いつでもその方法をとりたいといふことでも、今日でもなお各方面の意向は絶えず聞いております。さしあたり今

おるわけでございます。さしあたり今のところは、先ほど申し上げましたような態度をとつておるわけでございます。

○秋山長造君 それは議論になりますけれども、財政局長の熱意を疑ふもの

じゃないのです。それは大いに敬意を表します。敬意は表すけれども、地方の実態が、財政局長の熱意にちつとも沿うておらぬということを言っているのです。これは各府県で、もう予算がほとんどきまっておると思うのです。それを十分に集計をして検討をしてもらいたいと思います。もうずいぶんこの税外負担をかけていますよ、それから市町村へ転嫁してありますよ、それは何も府県知事がけしからぬのじゃないので、もとをたどると、やっぱり国のほうで金を出して税外負担をやらなくても、何とかこなしていけるというだけの手当をしないから、結局地方のほうで追い詰められて、仕方なしにやっぱりそういう自治省の指導方針にははなれるようなことを、もうやむにやまされずやっておるというのが私は実態だと思ふ。これは税外負担すべてそうだと思いますよ。全部が全部政府の責任だとは言いませんが、大筋においてはそのうだと思ふ。特にこの国立学校の問題なんかについては、これはきわめて明白です。これは政務次官が財政法違反だとおっしゃるのはあたりまえのことをおっしゃっただけのことだと思ふのですがね。これはやはりほとんど技術的にむずかしいという点があるかもしれないが、またあるいは多少の混乱が起るといふこともあり得るでしょうけれども、しかし財政法で相当明確にきまっておることでも、まず財政法を作った政府自身が破るのですから、いわんや地方団体においてをやというところに私はなると思ふのですがね。少々技術的にむずかしいことでも、やはり当初の方針どおり高校急増対策費の市町村負担というところは、こ

れはきつぱり法律で禁止するような方法をとらなきやだめだと思ふのです。これは具体的な例を申し上げると長くなりまして言いませんが、これは私は全部の県を歩いたわけじゃございせんが、少なくとも私の知る限りの県においては全部やっておりますよ、市町村への転嫁を。これはやむを得ずやっておりますのだからと思ふのですがね。だから、この前私、資料の要求をしたのですけれども、さらにひとつ馬力をかけて、最新の資料を集計していただきたいと思ふのです。やっておられるのですか、その作業を。高校急増対策については市町村へ転嫁している。転嫁というところで資料を集められる資料を出してこないという結果になって、うその数字が出てくるおそれがありますけれどもね。形式的でなしに、実質的な負担の転嫁ということがどれだけ三十七年度の府県の当初予算においてされているかというのをひとつ調べて下さい。どの県でも、どんなに少なくとも一校や二校は新しい高等学校を新年度から作るはずですよ。それからまた高校の収容人員等をふやすことによつて、あるいは教室の増設とか、あるいは体育操場の増築とか、あるいは敷地の拡張とか、いろいろあることをやっておるはずですよ。そういうものの大半は何らかの形で負担の転嫁が行なわれている。地元負担あるいはPTAその他の特殊寄付とか、そういうものを持っているかれていますよ。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十五年度の実績で負担転嫁されているものが三百五十三億円ある、こう申し上げておるわけですが、その中身で

都道府県の負担に属するものが市町村なり住民なりに転嫁されている。そのうち高等学校の経費が転嫁されている。それが八十七億八千六百万円あるわけでございます。また急増対策が始まっております。まだ急増対策が始まっております。この数字が将来どうなっていくかということについて私たちが注目をいたしておるわけでございます。また都道府県の経費のうちでこの部分が多額に大きな額に上るものから、この部分について特にわれわれ問題をしばって解決策を立てたい、こういうような考え方でおつたわけでございます。そのことがまた、すでに府県負担の定められているものについてはそれを守らなければならないというような抽象的な規定を地方財政法に掲げている以上に、特にこの部分を取り上げて禁止規定を置かなければならぬのではないかとというようなことで検討を加えておつた原因でございます。

ただ、その場合に、先ほど来繰り返して申し上げましたように、即効的なやり方を選ばず、そのかわり、その場合には相当な混乱が予想されるだろう、そうじゃなくてやはり多少時間はかかるかもしれないけれども、自覚を求めながら漸次解消をはかっていく、それを強力に進めていくという方法を選ばないかというところが、現在私どもが内部で論議をしている中心の点であるわけでありまして、三十六年度につきましても、こういふような調査をいずればはいたしたい、こう考えておるわけでございます。資料ができました場合には、もちろん国会にも御報告申し上げます。かように考えているわけでございます。

○秋山長造君 ちよつと参考までに、三十五年度の三百五十三億円の税外負担の内容、あまりこまかくなくてもいいですから、おもな項目について説明して下さい。

○政府委員(奥野誠亮君) 府県、市町村を合わせて申し上げますと、やはり教育関係が一番多いわけでございます。二百五十億二千三百万円に上っております。それから次に大きいのが土木関係でございます。三十七億八千百万円でございます。その次に大きいのが産業経済関係で三十二億という数字が出ております。消防関係で十五億一千三百万円というふうなものが出ております。

○秋山長造君 これはもちろん府県、市町村ひつくるめて、そうしますと、府県が負担すべきものを市町村に転嫁した、あるいはさらに府県、市町村が負担すべきものを一般住民に転嫁した、それからまた府県が負担すべきものを一般府県民に転嫁したもので、そういうものを全部含めた数字なんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) そのとおりでございます。

○秋山長造君 これの調査はどういう方法でおやりになったのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 府県、市町村を通じて一定の様式を示して、それに基づいて報告をいただいたわけでございます。その報告を若干整理しながら集計をいたしましたわけでございます。したがって、実地の調査をいたしております。すべての府県、市町村に對しましてこまかい調査要領を示しまして、それについての報告をい

ただいた、それを集計したものでございます。

○秋山長造君 自治省が調査されるということになれば、そういう方法でなければなかなか早急にまともな結果は思ふのですがね。そういう方法を三十六年度についてもおやりになるのでしょうか、それをやりやうになると同時に、私は全部を当たらうわけにはいきませんけれども、やはり幾つか抜き出して、現地に当たって実地に調査をされる必要があるんじゃないかと思ふのですがね。これはなかなかこういふ政府の、これに限らぬですが、こういう種類の調査というのは、なかなか実態のままが出てこない場合が多いんじゃないかと思ふのです。だから、私どもは結局三百五十三億の税外負担が行なわれているというこの御説明に對しては、これはよくよく内輪に、よく言えばかたく見積つたということになる。それからまた別な言い方をすれば、これはよほど内輪な数字で、実際はこれよりはるかに多いんじゃないか。四百億か四百五十億にもなっているんじゃないかという受け取り方をせざるを得ないのです。で、たとえば警察署なんかの新築をいふん——今大体一段落ついたかと思ふすがね、各地で警察署なんかの新築をずいぶんやつたわけですね。ああいうものについても自治省に聞けば、地元負担はさせない方針である。警察庁に聞いても同じように、警察という特殊な任務を持つ役所を作るのに一般の住民から寄付等を取るのには弊害もあるからそれはやらぬつもりだというふうな説明が、そのつどいつも行なわれているわけですね。ところが、実際にはもう

の臨時交付金ということでございませ

た。
○秋山長造君 あのとときの住民税の収

入源というのは、当時の金額でどのく

らいだったのですか。大体の数字でよ

ろしい。府県民税、市町村民税……

○政府委員(奥野誠亮君) ちょっと正

確に覚えておりませんので、今五十四

億という数字があったように記憶す

るのですけれども、交付団体で五十四

億円という数字があったように思ひの

とも総体的にはほかのものよりふえて

参つてきておりますので、そういう意

味で歳入構成は毎年若干ずつよくな

つてきております。たしか昨年も地方

税、地方交付税の比率が全体的に上

がっていると思ひますが、三十七年度

の財政計画におきましても、資料とし

て提出してありますように、地方税の

ウェイトがまた若干引き上げになつ

ておるといふ姿でございませ

の税収の比率が七%ですね。歳入総額

に対して七%。前年も七%で、先ほど

おっしゃったように、住民税は相当

減つたけれども、経済全体の好況のた

めにほかの税収が自然増収でふえたた

めに三十四年度も七%、それから三十

五年度も七%という数字が出たのだら

うと思ひます。それにしても、地方交付

税のほうは逆に三十四年度の二四%か

ら三十五年度は二二%に二%減つてお

のほうは逆にして、それが住民税の影響

もあつたので、九%に三十五

年度は減つておるので、だから、

さっきの臨時交付金でできた趣旨から

言へば、税収が一%から九%に減つ

ておれば、当然交付税の面がただの

一%でもふえておらなければならぬと

思ひますが、交付税は三十四年度が

二六%で三十五年度は二二%、四%逆

に減つておるので、それから鳥取

県について見ますと、税収は三十四年

度が一〇%で三十五年度が九%、これ

は一%減つておる、ところが、交付税

のほうもまた三十四年度が三三%、

三十五年度が三二%で二%減つてお

る。こういう数字が出てきておるとい

うことは、これは何に原因があるの

か。今私の質問はそれら機械的の質問

ですけれども、税収と交付税だけ比

べてみると、そういう臨時交付金が出

たという趣旨を裏切るような数字が出

ておるので御質問する。

○政府委員(奥野誠亮君) 個々の団体

につきまして三十五年度の国庫支出

金、地方債の額が上がつておるのです

けれども、三十四年度はその額が上

がつていないわけで、それでござい

な

な

な

検査しなければなりません、三十五

年度は大災害があつた年でございま

す。したがうまして、国庫支出金も災

害関係に相当大きく出た。同時に地方

債の分も増額したわけでございます。

したがうまして、比率は団体によつて

かなり違つてくる。山梨県、奈良県も

大災害を受けた年でございませ

す。そういう影響が作用しておるのじや

ないかと思ひます。したがうまして、全体を

見たほうがよろしいと思ひますが、

全体を見ますと、税収比率が御指摘に

なつた三十四年度府県全体が二九%

で、三十五年度が三二%になつてお

る、三十五年度が三二%になつてお

る、三十五年度が三二%になつてお

る、三十五年度が三二%になつてお

る、三十五年度が三二%になつてお

る、三十五年度が三二%になつてお

る、三十五年度が三二%になつてお

○秋山長造君 私も考え方としては、

財政局長のおっしゃったと同じ考え

方をしていられるわけなんです。いろ

んな要素を総合して計算しなければなら

なから、税収と地方交付税だけを幾

ら比べてもなかなか地方財政の実態

は完全にはつかぬと思ひます。けれ

ども、しかし、常識的に税収が少な

いところは地方交付税が多い。ところ

が、税収の多いところは交付税が少

ない、こういうふうな思ひです。が

先ほどの質問した点は、三十五年度の

災害その他で国庫交付金がふんと出

たために相対的に比率が減つておると

いうことで了解はするのですけれど

も

も

も

も

も

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

ね。しかし、たとえば山梨県なんかの
ように、逆に交付税の占める比率が減
っているようなところは、一体今日何
パーセントくらいにふえておるのかと
いう、これは見込みでいいんですけれ
どもね、大体何パーセントくらいに
なっているだろうと思うという見込み
でいいのですけれども、それはわか
りませんか。山梨だとか、ある
いは奈良だとか、鳥取だとかいうよう
な。

○政府委員(奥野誠亮君) ちょっと私
はお話の点を聞き漏らしておるかも
しれませんが、三十四年度の地方交
付税の総額とそれから三十五年度の地
方交付税の総額を府県別に見てみま
すと、千七百九十三億円が二百十一億
円になっておるようですから、大体二割
程度の伸びだと思えます。ところが、今
御指摘になりました鹿児島が、六十二
億から七十九億ですから、これは三割
ぐらいいふえておるわけです。それから
鳥取を見ますと、二十七億が三十四
億ですから、これがやはり二割五分ぐ
らいになりましたか、三割ですが。
それから奈良が二十六億から三十三億
ですから、これも三割くらいになりま
しょうか。ですから、税収の伸びの少
ない団体につきましては、むしろ交付
税を傾斜的に増額する格好で、これは
基本的な基準財政需要額の伸び方もそ
ういうことを意識的にやっておるわけ
でございます。御参考までに基準財政
需要額の伸び方を申し上げますと、三
十五年と六年では、山梨が二割九分、
それから奈良が三割一分でございます。
それに対しては福岡が二四%、
兵庫が二五%という推移でございます。

て、かなりの傾斜がついておるわけ
でございます。

○委員長(小林武治君) それでは午後
一時半まで休憩いたします。

午後一時五十分開会
○委員長(小林武治君) 休憩前に引き
続き委員会を再開いたします。

地方交付税法の一部を改正する等の
法律案について質疑を続行いたしま
す。

○政府委員(奥野誠亮君) 午前の秋山
さんの御質問のうち、住民税の減収補
てんのために特別交付金制度を設け
た、その際の減収額のことございま
すが、交付団体で五十四億円と申し上
げたのが、調べてみますと六十七億円
でございます。訂正させていただきます。

なお、御参考におまかせするに
申し上げますと、五十五億円でございま
す。合計いたしまして百二十二億円
と、こういふ予想をいたしておいたわ
けでございます。

○秋山長造君 文部大臣が見えるま
で、ちょっと次の質問をしたいと思
いますが、高校生急増対策の問題で
ございます。この問題は、財政計画の審議
のときから繰り返しお尋ねをして
おるわけで、文部省に対する質問のよ
うな点まで、自治省へ質問をすること
にもなるわけですが、この前こ
の問題について質問をいたしましたとき
に、財政局長の御答弁として、百五十
四億円という本年度の計画は、必ずし
もこれは固まった数字ではない、さら
に地方の実態を十分把握した上で弾力
的な態度をもって臨みたい、こうい
う

お話があったんですが、その点は確認
をしておいていいですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 固まった数
字でないという言い方をしたように思
われないのですが、要するに、全体計画
として五百五十四億円、そのうち三十
七年度で百五十四億円という計画を立
てておるわけでございます。問題は、
高等学校急増に対処できる施設を整え
ることでございまして、この計画の
中で、たとえば建築単価が低きに失す
る、そのために施設ができないうとい
うことであつてはいけませんので、そ
ういふ事態が起きた場合には、当然計画
を修正する必要があるであらう、
こういふことでございまして、施設が整
いますように、財政の上においても善
処していきたい、かように考えており
ます。

○秋山長造君 文部大臣に若干。
文部大臣は、政府が地方の住民に対
する税外負担を解消するためにいざ
ん努力をされてきておることを御存
じになっておるのか。——もう一度申
上げますが、たとえば一番いい例は、
教育費の税外負担ですね。自治省の三
十五年度の統計によりますと、税外負
担三百五十三億、その中で、教育関係
の税外負担——いわば本来負担すべ
からざるものをいろいろ名目で地方住
民に負担をさせている、つまり負担の
転嫁をさせている教育費が、三百五十三
億のうち二百五十億以上占めておる。
こういふ税外負担は、できるだけす
やかにこれを解消すべきものである、
こういふ方針で努力をされてきてお
ることを御存じですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 存じてお
ります。これはもう当然のことござ

いまして、以前から文部省としては、
年々わずかながらでございますが、努力を
積み重ねて参りまして、昭和三十五年
度にはその実態調査を文部省でいた
しております。その調査によりますと、
今御指摘の数字と幾らかおさるること
がもしありとすれば、その意味でお許
しをいただきたいと思つておる、その
実態調査によりますと、小中学校にお
ける税外負担——本来負担すべからざ
るものを事実上本意ながら負担さし
ておる、そういう状態は解消すべしと
いうことで調査しました小中学校の分
は、百六、七十億円見当だと記憶をい
たします。高等学校で百億近いものが
あつたと記憶しますが、正確な数字で
なくておそれ入りますけれども、概数
はそういうことだと記憶いたします。
それだけのものを実態調査の結果知り
得まして、三十六年度において、約六
十億円見当のものを、税外負担解消の
ために、地方交付税等の措置によつて
措置をいたしたのであります。三十七
年度におきましては、七十億円余りを
解消する予定のもとに、予算案として
も、あるいは地方財政計画におきま
しても、考慮いたしまして、解消する
見込みでございます。でございますか
ら、小中学校に關します限りは、ほ
んど大部分が三十七年度で解消する
という数字的な勘定になります。高等
学校の分が幾らか残ることは遺憾で
ございますけれども、これはやむを得ま
せんので、三十八年度に残りを処置し
たいという考え方に立っておるわけ
でございます。

○秋山長造君 ただいま文部大臣が
おっしゃったことと、この数字はだん
だん申しますと、この数字はだんだん
だんだんふえていきつた数字なん
でして、たとえば今度の高校生急増対
策にしても、まあ文部大臣は相当奮闘
されましたけれども、結論的には、国
からの補助金は一文も出ない。百五十四
億という計画のうち、九十一億円は交
付税でみる、五十億円は起債でみる
というふうなことに終わっておるわけ
ですが、ところが地方の実態はなかなか
そういうことでは片づかないわけで、
現に、都道府県がこの三月の議会を組
んだ新年度の予算の集計によります
と、高校急増対策費は実に四百二十七
億円に上つておるのです。そういた
しますと、四百二十七億円と国の計画
しておる百五十四億円との差額の二百
七十三億円、まあ多少の変動はありま
しょうけれども、ちょっと三百億円近
いものを一体どうするのかわからない
ことを考えてみますと、これはもう結局
は、直接にか、間接にか、やはり税外
負担のものに相当程度はかぶさつて
いくのではないかと、こういふことを
考えます。そういう事態に対して、一
体文部大臣はどう考えておられるの
か。何とかこれに対して具体的な手
をお打ちにならなきやならないとい
うことが第一です。

それから、衆議院の本会議のベルが
鳴りました。そつちへ出られなきや
らぬといふことですから、第二の質問
もついでにしますが、第二の質問は、
この税外負担と関連して、なるほど、
本来都道府県が負担すべきものを市町
村に転嫁したり、あるいは府県なり市

に三十五年度の実態調査で出た数字は
数字上解消される、こういふことにな
るわけですが、ところが、地方の実態
から申しますと、この数字はだんだん
だんだんふえていきつた数字なん
でして、たとえば今度の高校生急増対
策にしても、まあ文部大臣は相当奮闘
されましたけれども、結論的には、国
からの補助金は一文も出ない。百五十四
億という計画のうち、九十一億円は交
付税でみる、五十億円は起債でみる
というふうなことに終わっておるわけ
ですが、ところが地方の実態はなかなか
そういうことでは片づかないわけで、
現に、都道府県がこの三月の議会を組
んだ新年度の予算の集計によります
と、高校急増対策費は実に四百二十七
億円に上つておるのです。そういた
しますと、四百二十七億円と国の計画
しておる百五十四億円との差額の二百
七十三億円、まあ多少の変動はありま
しょうけれども、ちょっと三百億円近
いものを一体どうするのかわからない
ことを考えてみますと、これはもう結局
は、直接にか、間接にか、やはり税外
負担のものに相当程度はかぶさつて
いくのではないかと、こういふことを
考えます。そういう事態に対して、一
体文部大臣はどう考えておられるの
か。何とかこれに対して具体的な手
をお打ちにならなきやならないとい
うことが第一です。

町村が負担すべきものをPTAその他を通じて一般住民に転嫁する、こういうことが今問題になっている。ところが、その前に、大体本来国が負担すべきものを地方団体に転嫁しているものが実に多い。その中でも一番いい例は、けさほど自治省に質問したのですが、今度の国立工業高等専門学校、十二校の新設に伴う地元負担ですね。この地元負担についても、これは敷地を含めての話ですが、各地とも膨大な地元負担をかけているわけです。この間、三月二十五日の「朝日ジャーナル」に出ておった数字を集計しますと、これにはもちろん新居浜、佐世保の二校は除かれているので、あとの十校だけについての数字ですが、十一億ですね、地元負担が。こういうことを国自身がまずおやりになって、そうして地方に対してだけ、負担の転嫁はいかぬ、税外負担は整理しろということ、私は矛盾しているのじゃないか、こう考えるのですが、文部大臣はそういう実態を御承知になっているのかどうか、また、文部省は、一休学校を新しく作る場合に、明治以来の慣習で、もう用地は地元負担あたりまえだ、当然だ、それから建築費も相当部分のものを地元負担するのがあたりまえだ、こういうふうな考え方でおやりになっているのかどうか、お伺いしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 第一点の、地方交付税なりあるいは起債で財源措置をしている、そのやり方で父兄負担が実際上ふえるのじゃないか、うまくいけると思っているかという御趣旨の御質問であったと思えますが、計算上はいけると思っております。それは、従来のやり方と違っています、今度の

高校急増対策に關しましては、自治省とも密接な相談をいたしまして、三十八、九、四十の三年間の急増百二十何万人と押えまして、それに対する高次の新設ないしは既設のものにおける増設を合わせましての仕事量を約五百五十億と押えて、それをそれぞれ前向きに、年次計画を予定しまして、その年次計画に基づき三十七年度分として百五十四億と推定され、それを起債及び地方交付税にそれぞれ割り振りまして、国の立場でこの問題に対処する財源措置は一応できておると存じます。したがって、都道府県知事が高校急増に対しての制度上の責任者でもあるわけですが、同時に、それだけの財源措置が一応できておることを前提として、誠実に実施してもらえば、やれるはずだ、そういうふうに理解しているわけでございます。

現実には各都道府県でどうなっていくかということ、別問題と申すわけですが、それは、別問題と申すわけですが、今申したとおり必ずしもならない面はむしろあり得ると思えます。それは、三十七年度の実施状況をにらみながら、富裕県はまず問題ないといいたしても、いわゆる貧弱県においては相当苦痛だろうと、推察にかたからずと思っております。そういう点は、自治省みずからも、実情の推移を見ながら特別の配慮をする用意もあると承知いたしております。換言しますれば、本来の立場からいって、教育目的の高校急増対策に支障なからしめるといふことを、それなりになまで受け取って、阻止する立場では私は自治省はないと思えますが、しかし、高校急増のこれは、全国的な国家的な立場から見て対策が立てらるべき筋合いのものでもあるわけですから、特に今度は、今申すとおりの全貌を把握して、そして年次計画を予定して、それに応ずる財源措置を講ずるといふ、従来にないやり方でもございまして、そこに十分の信頼性を持ち得ると考えまして、そういう立て方で臨もうとしておるわけでございます。繰り返して申し上げますが、現実の現われ方をにらみながら、それには自治省とも十分相談をしまして善処する考えでおるわけでございます。

第二点の国立高専につきましては、御指摘のとおり、国の予算上用地代はゼロでございます。私も、内部的なことを申し上げてどうかとは思いますが、予算を概算要求いたします場合に、その点にある程度の疑問を差しはさんでみたんでございまして、ただ從來、今御指摘にもありましたが、ただ、明治以来と少しどうかと思っておりますが、以前からそういう慣行でございまして、ほとんど国の学校施設について用地代を予算上措置した例はない、その慣行に従って概算要求をするということになったわけでございます。そのことの御批判はあり得るとは思いますが、すけれども、その結果として地元負担が不当に多くなるという御懸念もございまして、少なくとも、私どもの立場では、地方自治体に現物の供給なりあるいは現金支出なりを要望したことはございませぬ。あくまでも当該都道府県の地元における民間浄財によつて獲得された用地を期待しておるわけで、ほとんど例外なしにそういう考え方で御協力いただいております。他面、なるべく国有地が利用でき

るならば国有地を活用したいというところは、今までの折衝段階において、十分地元との関係者にもお話をしきたくおるところでございます。公共団体に直接現物なり現金なりの支出を要望しますことは、制度上もむしろ妥当でないことも承知いたしております。そういう考え方で今日まで参つておるような次第でございます。

○秋山長造君 文部大臣の今おっしゃったことの第一の、用地は云々という点でございますが、この用地にしても、あるいはお金にしても、いずれにしてもこれは経費なんです。その経費の中でも、特に今の地価の暴騰というふうなことも考えた場合に、これは用地の問題というのには実に決定的な要素を占めておると思ふんです。そういうものをただ当然のことのように地方に負担させるということは、地方財政の実情から考へても全く逆行したことで、第一財政法違反だと思ふんですが、御承知のとおり、地方財政法の第四條の五には、国家行政組織法に基づき設置される機関については、割当寄附的なものは絶対してはならぬ。要するに、寄附をさしてはならぬ。それから十二條には、地方団体が処理する権限を有しない事務に要する経費を地方団体に負担してはならない。その中には、「国の教育施設云々、こう例示してあげてあるんですね。こういうものに全く違反しているやり方だと思ふので、その点については、けさほど自治省当局の見解を求めたのですが、自治省当局は、これは財政法違反だといふことを言っておるんですが、文部大臣としてはその点はどうか考えなされて処理されるか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 国立高専につきましても用地においては、先刻申し上げたことに尽きるわけでございますが、地元との協力と言つておりますけれども、それは地方公共団体の負担を予定してのことではむしろございませぬ、特にまた、自治大臣からは、公文書で、今御指摘のような趣旨のことを私あてにちょうだいしてあります。むしろそのことは知つておられます、そういうことをやるべきではない。だから、地元の民間浄財を——公共団体でなくて、たとえはその高専を誘致するに關して関心を持っていて、この会社なり企業体なり等を中心にして、民間の浄財をもって土地を入手して提供していただく、こういうことで話し合いをしておるのでございまして、公共団体それ自体に働きかけたことはむしろございませぬ。

ところで、高校急増対策の用地につきましては、これは当該都道府県が責任を持って用地も施設も設備もやるわけですが、財源措置としましては、五十億の起債ワケ外に、起債財源でまかなう建前から、所要坪数が約百八十万坪くらいは要するであろう、それに対する財源は、できれば特別ワケか、すなわち財政投融資を引き当てとする起債財源が望ましいことではございませぬ、その措置が実現しなかつたのは遺憾には存じますけれども、用地百八十万坪に対する財源およそ四十億円見当と見込まれるであろう、それは一般起債のワケでもって十分考へてもらおうという趣旨では、自治省とも実質上の打ち合わせは実はいたしておるのでございませぬ。地価の値上がり、あるいは建築単価の値上がり等のため

に、推定しました金額でまかなえるかどうかという問題は別問題として、むろんでございませうけれども、一応計画しました時点におきましては、それらのことも考えまして高校急増には対処いたしておきますことを、ついでながら申し添えさせていただきます。

○秋山長造君 文部大臣の御答弁によりますと、府県立の学校についても、その用地については、地元寄付等をやらせるのはおもしろくないから、四十億円程度の特別起債というふうなものも考慮しておられることなら、なおさら国立の学校について用地をまるまるその地元で寄付させるといふことは、一そう矛盾をしておられると思ふすがね。なるほど、文部省自身が、文部大臣自身が、地方団体に対して寄付を強要するとか何とかということは、それはおっしゃっていないだろうと思ふんです。おっしゃっていないだろうと思ふんですけれども、これは言うと言わざるとにかかわらず、事実上寄付を押しつけることになっているんです。この事実はお認めになると思ふ。地方団体が何を好きこのんで、金があり余っている団体ならともかく、今度の十二の高専の設置される市を取り上げて考えてもらいなさい。そんな富裕団体ではありませんよ。みな相当交付税等にたよっておる、いわゆる交付団体ですよ。そういうところに、しかも地方財政計画にも何も合められていないような、いわば予想せざるワケ外の負担、そういうものを、膨大な負担をみずから好き好んでやれるはずはない。やろうと思つても、これは不可能なことなんです。にもかかわらず、そういう不可能のことを地方にやらしている

というところに、ただ通り一べんの形式論で済ませぬ、実質的な大きな負担の過重ということが出てくるだろうと思ふのですね。旭川にしても市費から八千七百八十七万円、それから平にして、市から七千万円、県から一億円、沼津なんかにしても、県から七千五百万円、沼津その他の市で七千五百万円、それから高松なんかでも県と市で五千万円ずつ、もちろんそれ以外に一般の民間の有志からの特殊寄付というものもあるわけですよ。山口県にしても、県が五千万円、市が八千四百万円というふうに、これは実に今の地方財政の実態から考えましたら、けたはずれに膨大な負担だと思ふのです。そういうものをあからさまに文部省が地方団体に対して要求したかどうかは論外としまして、これはもう明らかに、今日の地方財政の実情というものを無視し、また地方財政を健全化していくために政府が努力をされてきた、その方針にも逆行するし、地方財政法にも違反するということになって、これはもう罪が非常に重く思ふのですがね。

一体、非常な高度成長政策、経済成長政策という非常な宣伝のもとで、国立の高専を作るのだということから出発したにしては、私はあまりにもお粗末だと思ふのです。なぜ文部省は、まず用地の問題を考えられなかったのか。また、それだけの予算をなぜおとりにならなかったのか。この地方財政の問題を審議してきた筋からいいますと、今回の国立工業高等専門学校に対するやり方、あり方というものは、もう全く頭からぶちこわしです。十二の高専の各校当たり一体どのくらい予算を組んで取りかかっておられるのですか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 数字を正確に申し上げかねますけれども、御案内のとおり、五年間一貫した教育をやるといふ建前で、さしあたり第一学年で授業回数に必要な経費でございまして、総額一校当たり六、七億円を要するかと思ひます。要求を別にいたしまして、その五分の一というのが算術的な三十七年度の一校当たりの経費でございまして、ただ共通経費等がございまして、五分の一よりもプラス・アルファという見当だということをお申し上げたいと思ひます。もちろん、御指摘のように、公共団体に、現物であれ、現金であれ、出してもらふということも、当然法律上許されないとはいへませんが、万々承知いたしておりますので、先刻申し上げたように、少なくとも形式上はそういうことができておることには間違いないと思ひます。ただ現実問題として、今お話しのようなことがありとするならば、まことに罪は重く思ひます。元来、国立学校を建てますときに用地問題は別だということも当然なりとする従来の考え方、戦前は別としまして、新憲法下の十数年間、そういう慣例に従ってやってきたこと、そのことが考え直さるべき課題と思ひます。そういう意味において、今後検討させていただきますと思ひますけれども、ただ幾分この罪が軽くなるであらうかと思ひますのは、公共団体に出席を求めることはむろん適当でないことは言うまでもありませんが、その土地の民間の特殊寄付、民間浄財に期待しますということ、そのことは、これはむげに断じてまかりならぬという立場もとりにくい意味合いが

ございます。というのは、こういう学校の新設に具体的に対応します場合には、ちよつときわだちますけれども、一般論から申し上げますと、私学であれ、国立の学校であれ、学問、研究等に対して民間の浄財を求めるということは、いわば奨励し期待する意味合いも一面においてございまして、その限度——妥当な限度におきましては、必ずしも否定するべきではないのではなからうかという考えも一方においてあるわけでありまして、それからさらに、申し上げてどうかと思ふこととございませうけれども、ちよつと高校急増問題に取っ組み立場に都道府県があるわけですが、国立工業高等専門学校が設置されますこと、そのことは、一つの高等専門学校が国費をもつて新設される、ことに年々必要とするところの一億になんとなんとする高等学校の経費も国の負担においてなされるような高等学校が、一校増設されると受け取られないわけでもございませぬので、そういうふうな含みもあつて、非常な熱意を示されたところもないではなからう。何もそのことを計算に入れておられるわけはございませぬけれども、申し上げれば、罪が深いとおっしゃいましたから、少しは情状酌量していただければ、少しは情状酌量していただければ、そういうところもあるかと思ひます。いずれにしても、国立学校の用地を全部都道府県、公共団体でないにいたしましたも、全部地元の指定寄付に待つという考え方が、これでいいのかわりかということは、今後において検討させていただきますと思ひます。

○委員長(小林武治君) 文部大臣は、本会議に出るすので、一応この程度にしまして、私も一つ申し上げておきますが、午前中自治省の政務次官は、文部省のやつていることは地方財政法違反だ、こういうことをはっきり言われておりますので、今後のこともあるから、文部大臣としては十分ひつ反省をしてもらいたい、こういうことを要望しておきます。それで、もし本会議の都合で出られたらまた来ていただきたい、そういうことで退席させていただきます。

○秋山長造君 管理局長、今の私の質問を聞いておられたわけですが、大體用地の経費を全然計算外に置いてこの予算要求をしたり、またこういう計画を立てられるということは、一体どういふことなんでしょうか。もつてのほかだと思ふのですがね。

○政府委員(杉江清君) 国立高等専門学校の問題、実は大学局の問題でございまして、一応私からも申し上げれば、先ほどの大臣のお答えに尽きていられると思ふのであります。まあ従来とも、そういう例がきわめて多かったし、また地元の非常な御要望があり、しかも自発的に地元においてそのような措置をすると言われて、数多くあるというふうな事情から、従来の慣例などによつてそのようないことに今回はなつたということが実情だと考えます。

○鈴木壽君 関連して、今のお答え、地元で非常に要望が強かった、そしてそのために用地の提供というよりなことがいわば自発的な立場からも出てきたというお話ですが、中にはあるいはそういうところもあつたんじゃないかと

付を国のほうで受けるような仲立ちになつておるのですか。先ほど大臣は民間の浄財と言つたが、民間から国へ直接くるのか、地方団体がそういうものを調達の上で、まあ内容はいろいろあるでしょうが、県なら県、あるいは市なら市、地方団体がそういう形をとるのか。そこら辺をひとつお聞きしたいと思ひ、もし地方団体が一応そういうものを提供すると、こういうふうになされるのであれば、これは電話一本でもすぐ連絡つきますわな、内訳はどうなんだ。地方団体の予算議決も当然あるんだし、またその中で、あるいは地方団体がさらに民間から一たん吸い上げた形において、寄付を受納した形においてやっているといるところもあるかもしれない。そういうことは、これは電話一本かければすぐ出てくるんですよ。

○政府委員(杉江清君) 形式はあくまで、民間団体から現物寄付を受けること、こういう形になっておりますので、市町村から直接寄付を受けるという形はとっておりません。

○鈴木壽君 それにしても、さつき秋山さんがあげられた二、三の都市の、あるいは都道府県の例からいっても、地方団体が相当の負担をしていることは事実だと思ひます。現に、今回の設置という運に漏れたところであつても、すでに用地費として予算に数千円、円の計画を計上し、用地取得を県段階でもう終わっているところもあるんですよ。しかし、今回は、三十七年度には誘致できなかった、こういう事情もありませんけれども、すでにそういうことを各地方団体ではやっているはずであります。だから、すぐ資料はとれる

と思ひますがね。やはりだめなんでしょうか。しばらくかかるといふことですか。○政府委員(杉江清君) その問題には、やはり現物寄付というところで、むしろあまり立ち入らないことで、むしろ資料を調製することは困難でございますけれども、なお今後できるだけそういった資料を整えるようにいたしたいと考えてます。

○鈴木壽君 自治省のほうでは、財政課か、あるいは調査課のほうで、何かそういうことでお調べになつてるところございせんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 自治省といふたしましては、国立工業高等専門学校設置に関する費用については、全額国費でまかなつてもらつてという建前をずっと主張し続けて参つてきておりますので、特別にこの関係の経費をどれだけ負担しているかというような調査はいたしておりません。一方におきまして、今申し上げますような考え方で、どう処理することがいいかということについては、私たちが検討を続けておるわけでございませぬ。

○鈴木壽君 お答えのそれについては、それで了解しますが、ただ、私牛前中の質疑の状況をよく知りませんけれども、従来も、自治省が地方団体に對して指導の一つの大きな柱として持つておられました、たとえば団体間の区分の問題なり、今のこういうような問題について、これは非常に関心を持つておつたことだと思ひます。たまたま、すでに文部省では国立工專の問題については用地費はみておらない

と、こういうことも明らかであつたと思ひ、それに対しては、やはり地方団体がどういふふうなことで、いわゆる受け入れなり、誘致なりの態勢を整えておるかということについては、やはりもう少し関心を持つていただきたかつたと思ひますがね。だから、そういう面でも、私は何かもしお調べになつたものがあればと思つたのですが、まあなければ、今度ひとつお調べいただいて、これは一日、二日で、先ほど文部省の方も言われますように、あるいはできないことかもしれないけれども、やはり今後の検討する一つの材料としても、よくお調べ願わなければならぬことじやないかと思ひますが、いかがでございませぬ。

○政府委員(奥野誠亮君) 国立工業高等専門学校設置につきましては、將來さらに増設の問題が予想されておるといふことを私は考えます。そういう意味において、今回の受け入れの負担のあり方というものは、將來に影響を及ぼす大きな問題だと、こういう判断をいたしてあります。それだけにまた、こういう機会に、さらにさつぱらにどうやらばいばいか研究する資料にしていけばよろしいと思ひのであります。自治省が文書で文部省に申し入れをして、自來この問題がいろいろ議題になつて参つてきているわけでございませぬ。その過程におきまして、文教委員会でさらに御質疑があり、文部大臣は、なるほど法律に抵触するおそれがある問題だから、予算をきめるまでには十分検討したいといふお答えをされたわけでありませぬ。大蔵省の政務次官も、そういう御返答をされました。そ

の際に、私が大蔵省側から聞いた話では、文部省は予算要求をする場合に、前年度の五割をこえてはいけないというワケがあるわけだから、用地費についての予算要求は相当にまでしなかつたのではないかと、工業高等専門学校を設置するときにまつたら、その際に出してくるのではなからうか、これが大蔵省の主計局の人が私に伝えた観測でございます。したがって、私は、そこまで文部大臣がお答えになつたので、最終段階において用地費の予算要求はされるものだろうと確信しておりました。予算が済みましてから後には、用地費は計上されてないし、要求もなかつたといふことでございます。

○鈴木壽君 これは実は、文部大臣に参りますか、私たちがはなお、できる限り、財政の秩序を守る範囲において問題が解決されていくことを期待しておるわけでございまして、関係の府県におきまして、いすれこの問題について協議会を持ちたいと、こういうような意向を私のほうに漏らしておるわけでございませぬ。国立工業高等専門学校は田舎に設置されなければなりません。それを妨害するような意図は毛頭持つておりませぬ。しかしながら、將來にわたる問題でございますので、私たちがとしては、できる限りつきりした形において経費負担の方途が講ぜられるように持つていきたい。それには、すでに予算がきまつておることでございますので、今後においてどういふ方法が最もよろしいかということについては、さらに工夫をしていく余地があるのじやなからうか。あきらめる必要はないのであつて、私たちはどういふような方便が今後において残されているかどうかということにつきまして、なお研究をしたいという希望を持つておりますので、率直に経緯を御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

○鈴木壽君 これは実は、文部大臣におつていただければ非常によかつたと思ひますが、まあ先ほど言つたように、局長は最近来られて、この問題について何だかんだ言われるのは少し御迷惑だと思ひますが、これは三十七年度だけで終わる問題でなしに、十七年度だけで終わる問題でなしに、国の計画としては何カ年間にわたつてやられることなんだし、学校の数からいっても今後相当ふえる。三十八年度では、また何校かふえることは確実だと思ひますがね。もう三十八年度の

問題は目の前にきてゐるわけですから、これは私は、やはり、三十八年度までに、この用地費の問題等をきめるまでに、今の用地費の問題等もつきりした形において話し合いをちゃんとして、それそれ必要な措置をしなければならぬと、こう思うのですが、それをやりになるつもりなんです、どうなんですか。ただやっちゃんたんだからこれからまあひとつ検討しようということだけでは、私は、済まない問題だと思ふのです。その点いかがでしょう。

○政府委員(杉江清君) ただいま奥野局長からお話がありましたので、自治省とも十分お打ち合わせしながら、この問題に対処していきたいと考えております。

○鈴木壽君 自治大臣ね、この問題、私はやはり、三十八年度を目の前にしての予算編成の時期でもあるし、いろいろ要求を出す時期も近づいてくるのでありますが、三十八年度の問題の際には、こういう問題が残らない形で処理されなければならぬと思ふのです。その点について、これは私は今申したところですが、文部大臣もおれば、お二人からひとつ御決意のほどなり、それをお聞きできればよかったですと思ふのですが、そういう点どういふふうにお考えになっておられますか。

○国務大臣(安井謙君) ごもつともな話でございますが、私もこれは、今のうちに、もともとそういうものを認めるという建前ではないのでありますから、実態をまだ十分調査するといふところまでいっておらない。しかし、三十八年度の予算編成までには、それは整理をいたしまして、とにかく

その年度の予算でやるか、あるいは補正予算というものを要求するか、それはいろいろありましようが、とにかくひとつ予算措置をしてほしいという強い要望を出して、その方向で解決をはかっていくようにいたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 さつきもちょっと申し上げたのですが、ことし作つてもらいたいというので今回設置がきまつた十二の地区以外のところも、すでに相当の数の用地費を予算に計上し、あるいは用地の取得をちゃんと終わつておるところがあるわけなんです。こういう問題も、やはり私はあわせて考えていただかなければならぬと思ふのです。もうやっちゃつたのだから仕方がないといふことでは、変な片手落ちな形になつてしまつたのです。そういう問題も含めて、ひとつ文部省のほうと、それから自治大臣のほうにも、御希望を申し上げておきたいと思ふのですが、文部大臣はさつき、まことにほんとうかどうかちよつとあやしいと思ふのだが、全部民間の浄財によつてやるように指導したのだし、事実そのとおりになつてゐるようだと、こういうようなことを答えてゐるようでありますが、もし速記のほうでそうでないとする、私の聞き違ひであるかどうか。私はまあそういうふうには聞かない。たが、国の用地があるところ何カ所とか、それから民間の企業体とか、そういうところからの寄付があつたことは、若干あることは、これは確かでありましようけれども、大部分は地方団体の負担になつてゐるわけなんです、こういう点をそれこそ甘く考えないで、

私はやはりちゃんとした措置をとるべきだといふふうに思ふんですが、それをひとつ特に念を入れて要望して、この話は一応終わりにしたいと思ひます。

○委員長(小林武治君) これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○秋山長造君 私は、日本社会党を代表いたしました、ただいま議題となつております地方交付税法の一部を改正する等の法律案に対して、反対をいたすものであります。

今回の改正は、〇・三〇の臨時地方特別交付金を廃止して、これを地方交付税率に含め、さらに〇・一〇引き上げて、国税三税を二八・九〇とし、これに清算分百七十三億円と繰越分九十八億円を合計して四千五百八十億円の交付金を地方団体に交付しようとするものであり、そのために関係単位費用について若干の引き上げを行なうとするものであります。

そこで第一に、今回の改正案は、道路費、農業行政費及び林野行政費等公共投資関係並びに社会保障関係の単位費用を若干引き上げ、また高校急増対策に対して若干の配慮をいたしておるのであります。この補助金の積算単価が依然として低く、たとえば学校建築の単価についても、木造の場合坪当たり三万二千五百円、公営住宅の土地購入費にしても坪当たり二千円、大

工の日当九百円というように、高度経済成長政策にあふられた物価、労賃等の値上がり、地価の暴騰等の実態を全く無視した数字を基礎にしているのではありません。これでは、地方団体はこれらの公共事業を消化するため膨大な一般財源の持ち出しを行なわなければならず、交付税のわずかばかりの増額や税の少々の増収ではとても追いつかないのであります。この際、公共事業の単価の実態に即した引き上げが絶対必要であると思ふのであります。

第二に、高等学校急増対策につきましては、全国知事会千三百六十一億円、文部省八百八十億円の見積りもりに対しまして、政府の最終決定案は五百五十三億円にとどまり、本年度百五十四億円の計画のうち、九十一億円を交付税、五十億円を起債、十三億円を産業教育振興法その他の関係の補助金といたうことで財政措置をいたしておるのであります。急増対策は、申すまでもなく、国と地方団体との共同責任において解決すべき重大問題でありまして、このような不徹底かつ無責任なやり方では、地方の実態に即応できるはずはございません。現に、知事会の集計によりますと、都道府県の新年度当初予算に計上された高校生急増対策費は、実に四百二十七億円に上つてゐるのであります。一体この四百二十七億円と政府の計画による百五十四億円との差額の二百七十三億円は、だれがどうして負担するのかとお尋ねしたいのであります。結局は、税金の増徴なり、あるいは授業料の引き上げなり、市町村への負担の転嫁なり、あるいはPTAその他の負担の増加等を通じて、税金あるいは税外負担の一そ

の重課を招くことになると思ふのであります。

第三に、このような状態では、税外負担の解消のために百億円程度の財源措置をされましたも、三十五年度決算における三百五十三億円はもろろん、さらに増大していく税外負担に対しましては、全く焼け石に水の効果しか期待できないと思ふのであります。単なる行政指導ではとても効果を期待することはできないのであります。思い切つた財源措置を国においてすると同時に、負担転嫁を禁止する何らかの立法措置をとるべきだと考へるのであります。

さらに、この問題と関連いたしました、国立工業高等専門学校十二校の新設に対しまして、総額十数億円の地元寄付を押しつけておる事実を、私もは見のがすわけに参りません。これは明らかに地方財政法違反でありまして、政府みずから、本来国が負担すべき経費を、法律に違反して地方団体に押しつけるようなことをやっております。これは、この地方財政の負担が一そり過重になるとともに、国と地方との財政秩序、また地方団体相互間の財政秩序を確立しようという政府の従来の方針に全く逆行するものでございまして、高校生急増対策費の行方といふものが、またこういうやり方に右へならぬ、また左へならぬ、これは明らかでございます。政府において十分な反省を求めたいと思ふのであります。

第四に、今回の改正によりまして、地方公務員退職年金制度の創設のために交付税〇・一〇の税率引き上げを行ない、十五億円程度の財源措置をしたといふのであります。これは申すま

でもなく、地方制度調査会の答申にもありますように、事務費の全額と給付費の一割程度の国庫負担は、これは当然にやるべき筋合いのものであるにもかかわらず、いずれもびた一文出されてないことは、この制度自体をまことに貧弱にいたしておるのであります。厚生年金についても、事務費は全額国庫負担であるし、給付費についても三分の一を国が負担しておるのであります。国民健康保険につきましても、事務費の全額を国庫が負担し、さらに給付費の二割五分を国庫が補助しておる事実から見ましても、今回の地方公務員退職年金制度に対する国の財政措置としては、あまりにも貧弱で、問題にならないと思っております。結局、このように考えて参りますと、交付税そのものが今日の地方財政の実態に即しておらないという結論になるわけであります。

わが社会党は、別途、交付税率三〇％引き上げを内容とする法律案の提出をいたしておるのであります。それによりますれば、三〇％に引き上げることによって二百二十三億円の増収が予想されるのであります。この二百二十三億円の引き上げについても、十分だとはもちろん申しませんが、さしあたっての措置としては、これをもって、税外負担の解消なり、あるいは当面する高校生急増対策等に引き当てることによって、地方行政水準の相当程度の向上を期待することができると思っております。以上の理由をもって、私どもは今回の地方交付税の一部改正法律案に対して、反対の意思を表明するものであります。

○委員長(小林武治君) これにて討論は終了したものと認めて御意議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。
これより採決に入ります。

地方交付税法の一部を改正する等の法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 多数でございます。よって、本案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御意議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次回は四月三日午前十時開会とし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時七分散会

第二部

地方行政委員会會議錄第十九号

昭和二十七年三月二十九日

【參議院】

昭和三十七年四月六日印刷

昭和三十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局